合（二人で使用している居室についてそのいずれかがその使用を終了した場合を除く。）には、当該使用を終了した日から六月以内に、別表第三に定めるところにより、入居一時金の一部を還付する。

（指定管理者による管理）

第八条　エリアの管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第九条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第二条第一号及び第二号に掲げる施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二　施設及び設備の維持管理に関する業務

三　エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務

四　エリアの養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人専用マンションの運営に関する業務

五　前各号に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

2　前条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条第一号及び第二号に掲げる施設の使用についての同条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（管理の基準）

第十条　指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってエリアの管理を行わなければならない。

（利用料金の収受）

第十一条　第八条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者（老人専用マンションを使用する者を除く。）から利用料金（入居一時金に相当する利用料金を除く。）を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第四条第一項の規定は、当該使用者については、適用しない。

（利用料金の承認）

第十二条　利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2　知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　別表第一の規定を基準として定められていること。

二　第九条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三　特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3　知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4　指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第十三条　指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十四条　指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第十五条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2　第十二条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(入居者に関する経過措置)

3　この条例の施行の際現に知事の承認を受けてエリアの軽費老人ホーム又は老人専用マンションを使用する者は、第二条の規定による使用の許可を受けてこれらの施設を使用する者とみなす。この条例の施行の日前に当該承認を受けて同日以後にこれらの施設の使用を開始する者についても、同様とする。

(秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例の廃止)

4　秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例(昭和六十三年秋田県条例第十号)は、廃止する。

(秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例の廃止に伴う経過措置)

5　附則第三項に規定する者で前項の規定による廃止前の秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例(次項において「旧条例」という。)第二条第

三号に規定する一括払い使用料を納付して老人専用マンションを使用するものの当該施設の使用については、第四条第一項及び第十一条の規定は、適用しない。

6　附則第三項に規定する者が旧条例第一条第一項の規定により納付した老人専用マンションの入居一時金は、第四条第二項の規定により納付した老人専用マンションの入居一時金とみなす。

別表第一　入居一時金以外の使用料（第四条、第十二条関係）

一　コミュニティセンター

(一)　施設使用料

区分		使用料の額
会議室		一時間につき　一、三〇〇円
研修室		一時間につき　一、三〇〇円
視聴覚室		一時間につき　一、三〇〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき　一、一〇〇円
	小学校児童	一人一泊につき　二、二〇〇円
	一般	一人一泊につき　三、〇〇〇円

備考

一　会議室、研修室及び視聴覚室の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二　会議室、研修室及び視聴覚室の使用において、使用者が入場料（使用者が、いずれの名義でするかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。

三　この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(二)　設備使用料

区分	使用料の額（一式一回につき）
一六ミリ用映写機	二、七〇〇円
スライド用映写機	五八〇円
オーバーヘッドプロジェクター	五八〇円
ビデオテープレコーダー	五八〇円

(三) 休憩使用料

区分		使用料の額
小学校児童		一人一回につき 三〇〇円
一般		一人一回につき 六〇〇円
回数券（六回券）	小学校児童	一、五〇〇円
	一般	三、〇〇〇円

二　屋内運動広場及び屋内温水プール

区分		使用料の額
屋内運動広場（ゲートボールコートに限る。）		一時間につき 四三〇円
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 二〇〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一人一回につき 三五〇円
	一般	一人一回につき 五〇〇円

幼児、小学校児童及び中学校生徒		一、〇〇〇円
屋内温水プール回数券（六回券）	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一、七五〇円
	一般	二、五〇〇円

備考

一　屋内運動広場の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二　この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

三　この表における「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

四　この表において「一回」とは、規則で定める時間帯のうちいずれか一の時間帯における使用をいう。

三　軽費老人ホーム

一人一月につき、軽費老人ホームの利用料の額の標準として厚生労働大臣が定める額の範囲内において規則で定める額

四　老人専用マンション

区分		使用料の額
一人用居室	長期使用の場合	生活費相当分	一月につき	三七、五〇〇円
		事務費相当分	一月につき	三二、一〇〇円
		管理費相当分	一月につき	三七、五〇〇円
	短期使用の場合	生活費相当分	一月につき	六一、一〇〇円
		事務費相当分	一月につき	五二、五〇〇円
		管理費相当分	一月につき	六三、二〇〇円

二人用居室	長期使用の場合	生活費相当分	一人一月につき　三七、五〇〇円
		事務費相当分	一月につき　三九、六〇〇円
		管理費相当分	一月につき　四六、〇〇〇円
	短期使用の場合	生活費相当分	一人一月につき　六一、一〇〇円
		事務費相当分	一月につき　七八、二〇〇円
		管理費相当分	一月につき　九三、二〇〇円

備考

一　この表において、「長期使用の場合」とは期間を定めないで使用する場合をいい、「短期使用の場合」とは一年以内の期間を定めて使用する場合をいう。

二　月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額の合算額とする。

三　月の中途から使用を開始する場合、月の中途で使用を終了する場合又は一の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合（月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月における引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。）の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

四　月の中途から使用を開始する場合（一人で使用している居室をその者と共に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。）又は月の中途で使用を終了する場合（二人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終了する場合を除く。）の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

別表第二　入居一時金（第四条関係）

区分	使用料の額

一人用居室	長期使用の場合	一二、二三三、〇〇〇円
	短期使用の場合	一、二二三、三〇〇円
二人用居室	長期使用の場合	一八、三四九、五〇〇円
	短期使用の場合	一、八三四、九〇〇円

備考　この表において、「長期使用の場合」とは期間を定めないで使用する場合をいい、「短期使用の場合」とは一年以内の期間を定めて使用する場合をいう。

別表第三　入居一時金の還付額（第七条関係）

使用期間	還付額	
	一人用居室	二人用居室
一年以内	一一、〇〇九、七〇〇円	一六、五一四、五五〇円
一年を超え二年以内	九、七八六、四〇〇円	一四、六七九、六〇〇円
二年を超え三年以内	八、五六三、一〇〇円	一二、八四四、六五〇円
三年を超え四年以内	七、三三九、八〇〇円	一一、〇〇九、七〇〇円
四年を超え五年以内	六、一一六、五〇〇円	九、一七四、七五〇円
五年を超え六年以内	四、八九三、二〇〇円	七、三三九、八〇〇円
六年を超え七年以内	三、六六九、九〇〇円	五、五〇四、八五〇円
七年を超え八年以内	二、四四六、六〇〇円	三、六六九、九〇〇円
八年を超え九年以内	一、二二三、三〇〇円	一、八三四、九五〇円